

御船町農業委員会会議録

平成 30 年 5 月 10 日

御 船 町 農 業 委 員 会

平成 30 年 5 月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 30 年 5 月 10 日（木）午後 1 時 30 分から 3 時 00 分
2. 場 所 本庁舎 3 階 大会議室
3. 出席委員（14 名）

会 長	1 番	富田	早苗
会長職務代理者	2 番	荒木	義一
委 員	3 番	野田	孝光
委 員	4 番	西橋	孝志
委 員	5 番	荒木	崇
委 員	6 番	大西	敬一
委 員	7 番	池田	賢治
委 員	8 番	福島	則義
委 員	9 番	藤本	隆盛
委 員	10 番	田端	幸治
委 員	11 番	芥川	誠
委 員	12 番	藤岡	雅子
委 員	13 番	山本	富士夫
委 員	14 番	竹崎	幸雄
欠席委員	無		
4. 議事日程
 - 1 開会
 - 2 会長挨拶
 - 3 議事録署名委員の指名
 - 4 議案第 25 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 5 議案第 26 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 - 6 議案第 27 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 7 議案第 28 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条について
 - 8 報告第 9 号 耕作証明書発行の件について
 - 9 その他

5. 農業委員会事務局職員

課	長	藤野	浩之
係	長	緒方	弘和
主	事	白石	加奈子

1 開会

開 会 (事務局) 皆さん、こんにちは、本日お忙しい中、農業委員会総会に、ご出席いただきましてありがとうございます。只今より平成 30 年 5 月の総会を始めさせていただきます。3 番 野田委員、12 番藤岡委員以上 2 名が若干遅れてくると連絡がございました。であります。本日現在は、12 名の委員さんの出席であります。それでは、審議に入る前に総会の成立を宣言いたします。御船町農業委員会第 6 条に基づき委員さん 12 名の委員御出席をいただいておりますのでこの総会が成立することを宣言いたします。只今より平成 30 年 5 月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会議規則第 4 条に基づき富田会長お願いいたします。富田会長議事進行をお願いいたします。

2 会長挨拶

はい。皆さん、こんにちは。久しぶりの天気であります。仕事がなかなか気になっておられる方もいらっしゃると思います。さっそくではあります。平成 30 年 5 月、議案審議を行います。

議 長 それでは、議事録署名委員の指名を行います。4 番 西橋委員 5 番 荒木崇委員を指名いたします。宜しくお願いいたします。

議 長 それでは、議案の審議に入ります。議案第 25 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

3 議案第 25 号農地法第 3 条の規定による許可申請について

事務局 はい、1 ページをご覧ください。
議案第 25 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求める。平成 30 年 5 月 10 日提出 御船町農業委員会長 富田 早苗 2 ページをご覧ください。3 件の申請が出ております。
①の申請です。

物件の表示

大字〇〇字〇〇 地番△ 地目畑 面積△m²です

譲渡人の住所 氏名 大字〇△△番地 〇〇 〇〇

譲受人の住所 氏名 大字〇△△番地

有限会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

理由 所有権移転

②の申請です。

物件の表示

大字〇〇字〇〇〇 地番△ 地目畑 面積△m²

譲渡人の住所 氏名 大字〇〇△番地△ 〇〇 〇〇

譲受人の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

理由 所有権移転

③の申請です。

物件の表示

大字〇〇字〇〇〇 地番△ 地目田 面積△m²

譲渡人の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

理由 所有権移転

以上3件です。

議長 はい、ありがとうございます。3条申請で所有権移転3件町許可分を提案いたしました。①は私の担当ですので要件等の説明をいたします。

1番 先日事務局と現地を見に参りました。現地を見たところ、若干お茶を栽培してあったのですが、震災後ですので荒れていた様子でもありました。譲受人の方には、1年1作はしてくださいと言ってまいりました。調査書に基づき説明させていただきます。農地を取得後は、①の件に関しましては、引き続き野菜栽培を行うことを確認いたしました。耕作に必要な機械保有状況、農作業に従事する労働力が認められると、判断しております。以上です。

議長 今の説明で、ご意見・質問等がある方は、ございませんか。

全委員 ありません。

議長 意見が無いようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方举手をお願いいたします。

議長 はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断い

たします。続きまして、②の許可要件等の説明を6番委員お願いいたします。

6 番 はい、②の件について説明いたします。事務局と一緒に現地確認へ参りました。説明資料の2ページ目をご覧ください。第2項第1号から第7号までの要件は全て満たしております。何ら問題は無いと判断致します。許可相当と判断致します。審議の程をよろしくお願いいたします。
以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。只今、担当委員から説明がございました。こちらの件につきまして、皆さんからの質問等がございましたら、お願いいたします。

2 番 栗栽培となっていますが、他のところで栽培はなさっておられるのですか。

6 番 はい、なさっております。

議 長 他にはございませんか。

全委員 有りません。

議 長 意見が無いようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、③の許可要件等の説明をお願いいたします。

14 番 はい、③番の件について説明いたします。5月1日に事務局と一緒に4名で現地確認へ参りました。申請人は、熊本地震により住宅が被災し、建替えを余儀なくされ方です。現況は道路改良工事に伴い道路の高さまで造成されております。今後、盛土して耕作される予定であります。資料の3ページをご覧ください。第2項第1号から第7号に該当する要件は、全て満たしており何ら問題は無く、許可相当と判断致します。審議の程をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。只今、担当委員から説明がございました。最適化推進委員から補足等はございませんか。

最10番 はい、ございません。

議 長 皆さんからの質問等がございましたら、お願いいたします。ございませんか。

全委員 ありません。

議 長 意見が無いようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。
議 長 はい、ありがとうございます。賛成多数で許可相当と判断いたします。続きまして議案第 26 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、3 ページをご覧ください。
議案第 26 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

平成 30 年 5 月 10 日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。

議案書 4 ページをご覧ください。

議案書第 4 条

申請番号①

土地の所在地 大字〇〇字〇〇〇地番△番 地目田

面積△㎡

申請者の住所氏名 大字〇〇△△ 〇〇 〇〇

転用目的 個人住宅

理由 4 条県許可

申請番号②

土地の所在地 大字〇〇字〇〇地番△番 地目畑 面積△㎡

大字〇〇字〇〇地番△番 地目畑 面積△㎡

合計畑 2 筆 面積△㎡。

申請者の住所氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

こちらにつきましては、平成 29 年 3 月に転用申請が出ておりましたが、5 月に許可が下りております。この案件の事業計画変更により今回の申請であります。

転用目的 育成舎

理由 4 条県許可となります。

以上 2 件 3 筆の申請です。お願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。4 条申請です。では、①の担当委員の 14 番委員説明をお願いいたします。

14 番 はい、資料の 5 ページをご覧ください。

農地の区分としては、第 2 種農地と判断しております。面積と致しましては、△㎡であります。申請地は、役場より 10km ほど離れた場所に位置し、道路改良工事により北側及び南側を県道に囲まれた農地であります。地目は田であります。現況は道路改良工事時の発生土により道路の高さまで造成されております。申請人は、熊本地震により住宅が被災し、建て替えを

余儀なくされ、農地法第4条申請に至りました。

続きまして、一般基準です。1番から8番までは適当と判断致します。10番の項目に関しては、農振除外同意済み（平成29.11.6）となっております。以上なことから許可相当と判断致します。審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。只今、14番委員より説明がございましたが、皆さんの方で、意見・質問等がございましたら挙手の上お願いいたします。

はい、無いようでございますので、この案件に、許可相当と判断される方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成という事で承認されました。意見書を付けて県へ送付いたします。

それでは、②の案件の説明をお願いいたします。9番委員お願いいたします。

9番

はい、資料の14ページをご覧ください。現地確認を事務局と一緒に参りました。地図を見ていただくと〇〇地区であります。地図の〇〇牧場がございいますがその牧場の規模拡大で、育成舎を赤い枠で囲まれたところに建て替えを予定されております。△番は、事業計画変更、△番は新たな申請となります。15ページをご覧ください。配置図として、以前の申請地△番に建設する予定でしたが、計画の変更により、△番と△番にまたぐような育成舎を建てる予定となっております。18ページの写真を見てください。△番から見た転用予定地であります。13ページをご覧ください。事業計画書であります。地元区長からの同意も取っております。12ページをご覧ください。

農地の区分と致しましては、第2種農地と判断しております。転用目的として、申請地は役場より4kmほど離れております。申請者は酪農を営んでおり、地震により育成舎の建て替えが必要となった。平成29年5月に隣接地の転用許可を受けているが、事業計画の変更により、今回、農地法第4条申請に至った。続きまして、一般基準です。1番から8番までは、適当と判断されます。よって総合判断としては、許可相当と判断致します。皆様方の審議の程をお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございました。只今、9番委員より説明がございましたが、どなたか意見・質問等がございましたらお願いいたします。ありませんか。

全委員
議長

ありません。
無いようですので、この案件につきまして、承認いただける方の挙手をお願いいたします。 はい、ありがとうございます。
全委員賛成で、承認いたします。意見書を添付し県へ送ります。
続きまして、議案第 27 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、5 ページをご覧ください。
議案第 27 号 農地法第 5 条 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

平成 30 年 5 月 10 日提出 御船町農業委員会 会長 富田 早苗。

次のページをご覧ください。

6 件案件がございます。

① 土地の所在地

大字〇〇字〇〇△・△番 地目 畑 面積△m²

譲渡人住所・氏名 大字〇〇△△ 〇〇 〇〇

譲受人住所・氏名 大字〇〇△△ 〇〇 〇〇〇

転用目的：自家用駐車場及び貸駐車場

理由：所有権移転（県許可）

② 土地の所在

大字〇〇字〇〇〇 △番 地目 田 面積△m²

譲渡人住所・氏名 大字〇〇△△ 〇〇 〇〇

譲受人住所・氏名 〇〇市〇区〇〇△丁目△番△号

(株)〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

大字〇〇字〇〇〇△ 地目 田 面積△m²

大字〇〇字〇〇〇△ 地目 田 面積△m²

譲渡人住所・氏名 大字〇〇〇△ 〇〇 〇〇

譲受人住所・氏名 〇〇市〇区〇〇〇△丁目△番△号

(株)〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

田 3 筆計△m²

転用目的：宅地分譲地

理由：所有権移転（県許可）

③ 土地の所在

大字〇〇字〇〇△ 地目 田 面積 △m²。

譲渡人住所・氏名 大字〇〇△ 〇〇 〇

譲受人住所・氏名 大字〇〇△ 〇〇 〇〇

転用目的：共同住宅

理由：所有権移転（県許可）

④ 土地の所在

大字〇〇字〇〇△ 地目 田 面積 △m²

大字〇〇字〇〇△ 地目 田 面積 △m²

譲渡人住所・氏名 大字〇〇△ 〇〇 〇

譲受人住所・氏名 〇〇市〇区〇〇△丁目△番△号

〇〇 〇〇

田 2 筆 計△m²

転用目的：共同住宅

理由：所有権移転（県許可）

⑤ 土地の所在

大字〇〇字〇〇〇 △ 地目 田 面積△m²

譲渡人住所・氏名 大字〇〇△△ 〇〇 〇〇

譲受人住所・氏名 大字〇〇△△ 〇〇 〇〇

転用目的：農家住宅及び倉庫

理由：所有権移転（県許可）

⑥ 土地の所在

大字〇〇字〇〇 △ 地目 畑 面積△m²

譲渡人住所・氏名 大字〇〇△ 〇〇 〇

譲受人住所・氏名 大字〇〇〇△ 〇〇 〇〇

転用目的：住宅敷地拡張

理由：所有権移転（県許可）

以上 6 件 9 筆となります。お願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございます。6 件 9 筆です。まず、申請番号①番ですが、私が当事者でありますので、規定に基づき、職務代理者に議事進行を進めていただきたいと思います。よって私はこの案件は退室いたします。職務代理者お願いいたします。

—議長退室—

職務代理

議長退席のため、代理で申請番号①番を進めさせていただきます。担当 4 番委員より許可要件等の説明をお願いいたします。

4 番

はい、資料の 20 ページをご覧ください。

議案第 27 号 受付番号① 〇〇 〇〇

場所から説明いたします。22 ページをご覧ください。

〇〇橋がございますが、そこから〇〇方面へ行き、集落の中

では大きな4つ角があります。その一角になります。次のページに現地写真が掲載してあります。現地確認を行いました。22ページをご覧ください。農地区分としては、第2種農地であります。面積としては△㎡であります。転用目的は、貸駐車場であります。23ページに配置図等が記載してあります。

一般基準としては、問題なく適当と判断しております。給排水につきましても、区長さんからも同意は得られております。隣接者からも同意は得られております。このようなことから、総合判断としては、許可相当と判断致します。皆様の審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

職務代理 はい、ありがとうございました。4番委員より説明がございましたが、皆さんからの意見・質問等はございませんか。

10番 はい、駐車場ということですが、町道に面しております。この道路幅はどれくらいあるのですか。確認されておりますか。

事務局 はい、事務局より補足説明させていただきます。10番委員より質問の件につきまして、転用の場合には、さまざまな目的がありますが、今回の場合が、貸駐車場・自家用駐車場であります。建築物は建てない計画であるため、建築基準法に基づくと、4m以上の道路を作らなければなりません。この案件については、必要ありません。

10番 はい、建築物でないため道路の件は、セットバックしなくても良いようですので問題は無いようですね。

職務代理 はい、よろしいですか。他にはございませんか。
無いようですので、この案件に承認される方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で意見書を付けて県へ送付いたします。この案件は終了いたしましたので議長代理を終わり自席へ戻ります。ありがとうございました。議長の入室を認めます。

—入室—

議長 申請番号②番の説明を5番委員お願いいたします。

5番 現地確認へ参りました。場所と致しましては、29ページに掲載してあります。国道△号線に○○○がありますが、その裏になります。田3筆の分譲住宅であります。計画図が30ページに掲載してあります。審査書の26ページをご覧ください。第1種中高層住居専用地域に定められた農地であり、

第3種農地になります。面積につきましては、△㎡であります。一般基準につきましても、1番から8番までは、適当と判断できます。10番の項目についても、町開発指導審査会においても審査は済んでおります。隣接同意書・排水同意書も取っております。何ら問題ないかと判断されますので、皆さんの審議よろしくお願いいたします。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、5番委員より説明がありました。この案件につきまして、ご意見・質問などございましたらお願いいたします。

ございませぬか。無いようでございますので、②番の案件につきまして承認いただける方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございました。全委員賛成で承認いたしました。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、申請番号③番、担当の12番委員お願いいたします。

12 番

はい、場所の説明で、35ページをご覧ください。現地確認へ参りました。〇〇の仮設住宅裏手であります。〇〇の横になります。農地区分は、第1種農地になります。面積は、△㎡。転用目的は、共同住宅で、鉄筋コンクリート作り3階建て12世帯住宅であります。申請地は、第1種農地ですが、集落へ接続しているため、例外的に転用が出来る農地であります。一般基準の①番から⑩番におきまして、適当と判断致します。排水同意や隣接住民からの同意も得ております。計画面積も妥当と判断致します。完成予定地の横に農地がありますが、日照権などの話し合いも行われております。以上のことから総合判断として、許可相当と判断致します。皆様方の審議をよろしくお願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございました。ではこの案件に、ご意見・質問等がございましたらお願いいたします。

無いようでございますので、この案件に承認いただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございました。全委員賛成で、承認いたします。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、申請番号④番の説明を12番委員お願いいたします。

12 番

はい、41ページをご覧ください。先ほど申請がありました物件の隣であります。39ページに戻っていただきまして、農地区分は、第1種農地であります。面積は△㎡。転用目的

は、共同住宅建設で、重量鉄骨作りの2階建て10世帯の計画であります。先ほどと同じく一般基準ですが、適当と判断致します。排水同意や隣接同意も取れており、計画面積も適当と判断致します。建物の横に農地がありますが、日照権など地主との話し合いも終わっております。以上のことから総合判断として、許可相当と判断致します。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。只今、12番委員より説明がございました。この案件につきまして、ご意見・質問等がございましたらお願いいたします。

無いようでございますので、この案件について、承認される方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございました。全委員賛成で承認されました、意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、申請番号⑤番14番委員説明をお願いいたします。

14番

はい、現地確認へ参りました。現地は50ページに写真が掲載されております。場所については、県道〇〇線の〇〇〇へ行く道路で、今回〇〇道建設に伴い新設された道路と旧道路に囲まれた農地の一角であります。農地の区分としては、第2種農地と判断されております。面積としては△m²。転用目的としては、農家住宅及び倉庫建設であります。一般基準です。1番から10番までの項目は、適当と判断されます。以上なことから総合判断として、許可相当と判断致します。皆さんの審議の程をよろしくお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございました。今、14番委員より説明がございましたが、皆さんの方で質問・意見等がございましたらお願いいたします。

無いようでございますので、この案件につきまして、承認される方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございました。全委員賛成で、承認いたします。意見書を付けて県へ送付いたします。

続きまして、申請番号⑥番を提案いたします。7番委員説明をお願いいたします。

7番

はい、現地確認をいたしました。54ページの地図をご覧ください。場所は、〇〇通りから西方面へ行ったところにある農地の一角であります。資料の52ページをごらんください。農地区分は、第3種農地になります。面積は、△m²でありま

す。転用目的は、申請地の隣接に住宅を建設している。自宅への出入りの際に車両の旋回スペースが必要であり、住宅敷地拡張として転用計画し、農地法第5条申請に至った。続きまして、一般基準です。項目1から10までの項目は、適当と判断致します。総合判断と致しまして、許可相当と判断致します。皆様のご審議の程をお願いいたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。今、7番委員より説明がございましたが、この案件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いいたします。ありませんか。

事務局 説明不足ではありましたが、この案件につきましては、始末書が提出されております。事後報告で申し訳ありません。書類添付漏れであります。申し訳ありません。以上です。

議長 解りました。では、この案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で許可相当と判断致します。県へ意見書を付けて送付いたします。続きまして、議案第28号を提案いたします。説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案書7ページをご覧ください。

議案第28号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の基づき別紙について、意見の決定を求める。

平成30年5月10日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。
次のページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表の新規が3件申請です。6件再設定申請が上がっております。面積の合計のみ読ませさせていただきます。今月の田の合計が12,656㎡、畑の合計が786㎡で合計13,442㎡であります。続いて議案書20ページに再設定の申請が出ております。再設定の申請が、6件出ております。合計のみ読ませさせていただきます。田の合計が、20,974㎡畑はございません。総合計20,974㎡となります。続きまして、議案書10ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集計計画 を定める。

平成30年5月10日提出 上益城郡御船町。

次のページをご覧ください。

平成30年第5回農用地利用集積計画総括表です。左側に今月

分右側に本年累計です。累計で利用権での田の累計は 207,380 m²畑の累計は、18,842 m²。田畑合計で 226,222 m²となっております。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。利用権設定一覧・利集積計画総括を提案いたしました。皆さんからご質問等がございましたらお願いいたします。

議 長 ございませんか。
それでは、利用権設定並びに利用集積計画について、承認いただける方は、挙手をお願いいたします。
全委員賛成で、承認、決定いたします。 続きまして、次に、報告第 9 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案書 12 ページをご覧ください。
報告第 9 号
別紙のとおり「耕作証明書」を発行したので報告する。
平成 30 年 5 月 10 日提出 御船町農業委員会。
議案書 13 ページから 22 ページまで耕作証明書を発行しております。ご確認ください。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。これも報告であります。各自確認しておいてください。これで議案審議は終わりましたが、その他へ移ります。事務局からお願いいたします。

事務局 業務連絡
非農地申請研修 現地確認 5/21 5/24 2 日間実施予定
作業着・ブレザーの件
活動記録簿の記入方法 説明
農業新聞について
農業委員会から御船町地域農豪再生協議会役員へ選出の要請

議 長 他には何かございませんか。
無いようでございますので、これをもちまして 5 月度の総会を終了いたします。

上記の顛末を記載し相違なきことを
証明するためにここに署名する。

5 番

